

議案第75号

松阪市学校給食センター条例の一部改正について

松阪市学校給食センター条例（平成17年松阪市条例第244号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月20日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市学校給食センター条例の一部を改正する条例

松阪市学校給食センター条例（平成17年松阪市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「学校栄養職員」を「栄養士」に改める。

別表中「

松阪市嬉野学校給食センター	松阪市嬉野下之庄町 1725 番地
松阪市三雲学校給食センター	松阪市中道町 342 番地

」を「

松阪市北部学校給食センター	松阪市曾原町 312 番地 3
---------------	-----------------

」に、「

松阪市飯高学校給食センター	宮前調理場	松阪市飯高町宮前 1022 番地
	森調理場	松阪市飯高町森 1410 番地

」を「

松阪市飯高学校給食センター 森調理場	松阪市飯高町森 1410 番地
--------------------	-----------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。